

令和4年6月27日

入札参加資格者 様
(建設工事)

富 田 林 市

建設工事における入札制度の改正について
(お知らせ)

標記の件について、本市の入札制度を下記のとおり改正いたします。

記

1 建設工事における手持ち工事件数の改正について

市内業者及び市内支店業者の受注機会の均等を図るため、手持ち工事件数について改正いたします。

なお、改正に伴う手持ち工事件数の適用は令和5年4月1日からとなります。

時 期	手持ち工事（随意契約を除く。）件数	
	～令和5年3月31日	令和5年4月1日～
市内本店業者	5件	3件
市内支店業者	3件	2件

※ 手持ち工事とは、完成検査に合格していない工事をいいます。

※ 富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱の改正（第6条第1項）

以上